

令和 5 年度事業の方向性（予定）

令和 5 年度は、第 4 次千葉市消費生活基本計画の初年度となる。本計画は、千葉市消費生活条例に定める理念に基づき、「消費者の権利を確立するとともに、自立を支援し、自ら考え行動する自立した消費者を育成し、千葉市に関わる全ての消費者が安全で安心できる暮らしの実現に向けた消費者施策を推進する」ことを目的としている。この目的の達成のために、令和 5 年度は、特に下記の 3 点を重点的に取り組んでいく予定である。

1 若年者への消費者教育

令和 4 年 4 月 1 日に成年年齢が引き下げられ、社会経験の少ない 18 歳以上 20 歳未満の消費者トラブルの増加が懸念されている。

若年者への消費者教育については、以前から取り組んでいるところであるが、より重点的に取り組む必要があると考えている。

教育委員会との連携を深めるとともに、若年層からの啓発を進め消費者教育の充実を図る。

2 高齢者への消費者教育

高齢者の消費生活相談は相談件数全体に対して割合が高く、また高齢化のさらなる進行に伴い、高齢者のみの世帯が増えることが予想されることから、地域社会と連携し、高齢者本人への啓発とともに、見守り活動等に従事されている方への消費者教育と情報提供を進めていく。

3 新しい生活様式や持続可能な社会への対応

社会のデジタル化が進む中インターネット関連のトラブルや、通信販売による契約トラブルが増加している。また、社会全体で持続可能な社会への実現に向けた取り組みが求められている。これらに対応するため、デジタル化に伴う消費者トラブルの防止や、インターネットを活用した啓発、また食品ロスやエシカル消費、食育に関する普及啓発と情報提供に取り組んでいく。